処　分　基　準

平成26年７月18日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第77条第５項
処 分 の 概 要：道路使用許可の停止又は取消し
原権者（委任先）：警察署長（交通部高速道路交通警察隊長を含む。）
法 令 の 定 め： 　道路交通法第77条第６項（条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続）
処　分　基　準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課企画管理係（電話025-285-0110内線5174）
備　　考：

別紙（道路交通法第 77 条第５項）

道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、当該行為に関して法第 77 条第１項の許可を受けた者が１に該当する場合、又は当該行為が２に該当すると認めた場合は、当該行為に係る道路使用許可を３に応じて停止又は取り消しをすることができる。

１　同条第３項又は第４項の条件に違反したとき。

２　当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査基準を満たさなくなった場合において、同条第４項に基づき同条第３項により付した条件を変更したり、新たに条件を付したとしても道路使用許可の審査基準を満たしえないと認めるとき。

(停止、取り消しの実施基準)

３　当該行為が(1)に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、(2)に該当する場合は当該道路使用許可を取り消すことができる。

(1)　一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後上記１及び２の条件に該当しなくなると認められるとき(ただし、停止期間は当該行為を許可している期間内に限られる)。

(2)　当該行為を許可している期間中に上記１又は２の条件が解消されないと認められるとき。